

岐阜県公報

第二千三百七十七号
平成二十四年九月七日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則

(環境管理課) 六〇一^ハ

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 六〇六

道路の供用開始

(同) 六〇七

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六〇八

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 六〇八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 六〇九

公共測量の実施

(用地課) 六一〇

公共測量の終了

(同) 六一〇

高山都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 六一一

規 則

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県温泉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県温泉法施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出を」を「湧出を」に、「温泉ゆう出届」を「温泉湧出届」に改める。

第三十条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出している」を「湧出している」に、「自然ゆう出温泉採取届」を「自然湧出温泉採取届」に改める。

第三十一条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出路を」を「湧出路を」に、「温泉ゆう出路(温泉利用)廃止届」を「温泉湧出路(温泉利用)廃止届」に改める。

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条第一項中「温泉掘削等許可を受けた者」の下に、「温泉採取許可若しくは可燃性ガスの濃度についての確認を受けた者」を加え、「別記第三十七号様式」を「別記第三十八号様式」に改め、同条第二項中「別記第三十八号様式」を「別記第三十九号様式」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条の見出し中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中「ゆう出地の」を「湧出地の」に、「温泉ゆう出地土地所有者変更届(別記第三十六号様式)」を「温泉湧出地土

地所有者変更届(別記第三十七号様式)に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条の見出し中「ゆう出」を「湧出」と改め、同条中「ゆう出地の」を「湧出地の」、
「温泉ゆう出地地籍(地目)変更届(別記第三十五号様式)」を「温泉湧出地地籍(地目)変更届(別記第三十六号様式)」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(温泉譲受けの届出)

第三十五条 相続その他の事由により温泉採取者の地位を承継した者は、当該地位を承継した日から一月以内に、温泉譲渡(相続)届(別記第三十五号様式)によりその旨を知事へ届け出るものとする。

岐阜県十一号様式中「ゆう出」を「湧出」とし、「第3号」を「第4号」とし、「第5号」を「第6号」と改める。

岐阜県三十一号様式中

「許可の種類 掘削・増掘

消滅する法人 又は分割前の法人	主たる事務所 の所在地		掘削・増掘
	名称	所在地	
・ 動力装置 」	代表者の氏名		許可の種類
	主たる事務所の所在地 名称		
存続する法人、設立される法人又は事業を承継する法人	代表者の氏名		掘削・増掘
	名称		

」改める。

・ 動力装置

別記第六号様式中「ゆう出」を「湧出」と改める。

別記第八号様式中「ゆう出」を「湧出」とし、「必要な設備」を「主要な設備」と改める。

岐阜県六号様式中「ゆう出」を「湧出」と改める。

岐阜県十一号様式中

「許可年月日及び番号 年 月

消滅する法人 又は分割前の法人	主たる事務所 の所在地		掘削・増掘
	名称	所在地	
・ 動力装置 」	代表者の氏名		許可年月日及び番号
	主たる事務所の所在地 名称		
存続する法人、設立される法人又は事業を承継する法人	代表者の氏名		年 月
	名称		

日 第 号

」改める。

日 第 号		
<p>「 1」 温泉採掘許可書「ゆう出」 ㊂「湧出」 ㊃㊄㊅㊆</p>	<p>「 1」 (1) 温泉の成分に影響を与え 消毒・特定の成分の除去) (2) その他知事が必要と認め る行為 (加水・加温・循環・入浴剤の添加・ 送 (引</p>	<p>「 1」 (1) 温泉の成分に影響を与え 消毒・特定の成分の除去) (2) その他知事が必要と認め る行為 (加水・加温・循環・入浴剤の添加・ 送 (引</p>
<p>「 2」 (2) 温泉利用施設の位置図 (3) 温泉利用施設の平面図並 (4) 温泉利用施設の詳細図 (5) 温泉分析書の写し (6) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (7) 申請者が法人の場合は、 (8) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (9) 申請者が法第15条第2項 面 (10) 温泉の成分に影響を与え 消毒・特定の成分の除去) (11) その他知事が必要と認め る行為 (加水・加温・循環・入浴剤の添加・ 送 (引</p>	<p>「 2」 (2) 温泉利用施設の位置図 (3) 温泉利用施設の平面図並 (4) 温泉分析書の写し (5) 温泉飲用基準成分の検 査書及び細菌等の検査書の写し (6) 源泉から温泉利用施設 までの距離、引湯方法、経路及び使用量等を示 した書類 (7) 源泉、中継槽、送 (引 況を示した書類 (8) 申請者が法人の場合は (9) 複数の源泉から供給を 受け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2 面 (11) その他知事が必要と認め る行為 (加水・加温・循環・入浴剤の添加・ 送 (引</p>	<p>「 2」 (2) 温泉利用施設の位置図 (3) 温泉利用施設の平面図並 (4) 温泉利用施設の詳細図 (5) 温泉分析書の写し (6) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (7) 申請者が法人の場合は、 (8) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (9) 申請者が法第15条第2項 面 (10) 温泉の成分に影響を与え 消毒・特定の成分の除去) (11) その他知事が必要と認め る行為 (加水・加温・循環・入浴剤の添加・ 送 (引</p>
<p>「 3」 (3) 温泉利用施設の位置図 (4) 温泉利用施設の平面図並 (5) 温泉利用施設の詳細図 (6) 温泉分析書の写し (7) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (8) 申請者が法人の場合は、 (9) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2項 面</p>	<p>「 3」 (3) 温泉利用施設の位置図 (4) 温泉利用施設の平面図並 (5) 温泉分析書の写し (6) 源泉から温泉利用施設 までの距離、引湯方法、経路及び使用量等を示 した書類 (7) 源泉、中継槽、送 (引 況を示した書類 (8) 申請者が法人の場合は (9) 複数の源泉から供給を 受け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2 面</p>	<p>「 3」 (3) 温泉利用施設の位置図 (4) 温泉利用施設の平面図並 (5) 温泉分析書の写し (6) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (7) 申請者が法人の場合は、 (8) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (9) 申請者が法第15条第2項 面</p>
<p>「 4」 (4) 温泉利用施設の位置図 (5) 温泉利用施設の平面図並 (6) 温泉分析書の写し (7) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (8) 申請者が法人の場合は、 (9) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2項 面</p>	<p>「 4」 (4) 温泉利用施設の位置図 (5) 温泉分析書の写し (6) 源泉から温泉利用施設 までの距離、引湯方法、経路及び使用量等を示 した書類 (7) 源泉、中継槽、送 (引 況を示した書類 (8) 申請者が法人の場合は (9) 複数の源泉から供給を 受け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2 面</p>	<p>「 4」 (4) 温泉利用施設の位置図 (5) 温泉分析書の写し (6) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (7) 申請者が法人の場合は、 (8) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (9) 申請者が法第15条第2項 面</p>
<p>「 5」 (5) 温泉利用施設の位置図 (6) 温泉利用施設の平面図並 (7) 温泉分析書の写し (8) 申請者が法人の場合は、 (9) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2項 面</p>	<p>「 5」 (5) 温泉利用施設の位置図 (6) 温泉分析書の写し (7) 源泉から温泉利用施設 までの距離、引湯方法、経路及び使用量等を示 した書類 (8) 申請者が法人の場合は (9) 複数の源泉から供給を 受け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2 面</p>	<p>「 5」 (5) 温泉利用施設の位置図 (6) 温泉分析書の写し (7) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (8) 申請者が法人の場合は、 (9) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2項 面</p>
<p>「 6」 (6) 温泉利用施設の位置図 (7) 温泉利用施設の平面図並 (8) 温泉分析書の写し (9) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (10) 申請者が法第15条第2項 面</p>	<p>「 6」 (6) 温泉利用施設の位置図 (7) 源泉から温泉利用施設 までの距離、引湯方法、経路及び使用量等を示 した書類 (8) 申請者が法人の場合は (9) 複数の源泉から供給を 受け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2 面</p>	<p>「 6」 (6) 温泉利用施設の位置図 (7) 源泉から温泉利用施設ま た書類 (8) 申請者が法人の場合は、 (9) 複数の源泉から供給を受 け、混合した温泉を利用する湯 量 (10) 申請者が法第15条第2項 面</p>

岐阜県三十八町警察中「(第37条関係)」や「(第38条関係)」に「ゆう出」や「湧出」に於き、回覧名を岐阜県三十七町警察に与へる。

岐阜県三十七町警察中「(第37条関係)」や「(第38条関係)」に「ゆう出」や「湧出」に於き、「又は外国人登録証明書の写し」を並べ、回覧名を岐阜県三十七町警察に与へる。

岐阜県三十七町警察中「(第36条関係)」や「(第37条関係)」に「温泉ゆう出地」や「湧出地」や「温泉湧出地」や「湧出地」に於き、回覧名を岐阜県三十七町警察に与へる。

岐阜県三十七町警察中「(第35条関係)」や「(第36条関係)」に「温泉ゆう出地」や「湧出地」や「温泉湧出地」や「湧出地」に於き、回覧名を岐阜県三十七町警察に与へる。

第35号様式(第35条関係)

岐阜県知事様

年月日

住所
(法人の場合は主たる事務所の所在地)
氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)
(電話番号)

温泉を譲受け(相続)したので届け出ます。
温泉譲受け(相続)届

新温泉採取者	住所	
氏名		
旧温泉採取者	住所	
氏名		
温泉湧出地	源泉名	
許可の種類		
許可年月日	年月日	年月日
許可の状況	許可番号	第号第号
譲受(相続)年	年月日	年月日
温泉地所及び氏名の住所		

添付書類

- 1 新温泉採取者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 新温泉採取者と土地所有者が異なる場合は、土地を使用する権利を証する書類及び温泉採取に関する承諾書等
- 3 権利の譲受け又は相続が行われたものであることを証する書類

附則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(岐阜県事務委任規則の一部改正)
2 岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三保健所長の部十五の二の項第九号中「ゆう出」を「湧出」に改め、同項第十号中「第三十七条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

告示

岐阜県告示第四百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		岐阜市大字長良志段見字東山五三三番一地从先から同市大字長良古津字小島山九一九番五九地先まで	A	一三〇〇 二七・五	一四五〇	A、C、E、F及び関係図面に示す敷地面積を分ける区画
		岐阜市大字長良古津字小島山九一九番五三地从先から	前B	一〇〇〇 四三・六	三、〇三三・四	

県道		美岐		濃		岐阜線	
同市大字溝口童子一五〇番一地从先まで	岐阜市大字長良古津字小島山九一九番五九地先から	同市大字溝口童子一五〇番一地从先まで	岐阜市大字長良古津字小島山九一九番五九地先から	同市大字溝口童子一五〇番一地从先まで	岐阜市大字長良古津字小島山九一九番五九地先から	同市大字溝口童子一五〇番一地从先まで	岐阜市大字長良志段見字東山五三三番一地从先から
C		A		B		後	
五〇〇 三三・〇		一五〇〇 三三・〇		一〇〇〇 四三・六		七〇〇 二五・五	
四、三三〇・〇		一四五〇		三、〇三三・四		二七六・〇	
三、〇三三・四		一四五〇		三、〇三三・四		二七六・〇	
三、〇三三・四		一四五〇		三、〇三三・四		二七六・〇	
三、〇三三・四		一四五〇		三、〇三三・四		二七六・〇	
三、〇三三・四		一四五〇		三、〇三三・四		二七六・〇	

岐阜県告示第四百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
県道		中野方線 七宗線		加茂郡八百津町潮見字入 野一四九一番一地先地内		加茂郡八百津町潮見字篠 原四番五地先地内		後 前		後 前		後 前	
		同 郡同 町同 字同 一四番二地先まで		加茂郡八百津町潮見字篠 原六番一地先から		同 郡同 町同 字同 一四番二地先まで		五・二 一・六〇		四・四 一〇・八		四・三 九	
		後 前		四・五 四・五		四・二 一〇・〇		四・二 五・〇		四・八			
		後 前		四・五 三・八		四・二 一〇・〇		四・二 五・〇		四・八			
		後 前		四・五 三・八		四・二 一〇・〇		四・二 五・〇		四・八			

岐阜県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示 年月日 ほか）
県道	美岐 濃阜線	岐阜市大字長良古津字小島九 一三番二地先から 同 市大字同 字同 八 八二番一地先まで	三七・〇	平成 二四・九 七	平成 二四・九 七

岐阜県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年九月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 告示 年月日 ほか）
		羽島市正木町須賀字明城寺二 六一五番地先から 同 市正木町坂丸三丁目一番 地先まで	三〇・八	平成 二四・九 七	平成 二四・九 七

県道	正小 木熊線	羽島市正木町坂丸三丁目五番 地先から 同市同 番地先まで	一四・一 二四・九・七 一八・三・六
----	-----------	---------------------------------------	--------------------------

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さくらゆき
- 三 代表者の氏名 依田 充朗
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野東二丁目二番一三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐南町及びその近隣地域に居住する身体

または知的な障害を有した者に対する生活介護及び就労支援の実施と、地元企業との連携を併せて展開することにより、安定的かつ継続的な就労の場と労働力とを相互に提供しあう社会共同体の創出を目指し、当該者の創作的かつ生産的な生活の支援、健やかに暮らせる総合的な地域福祉コミュニティ（ネットワーク）の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アトリ工創美談話室
- 三 代表者の氏名 野間 省二
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市緑苑北二丁目一〇四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、異世代協働を基本理念とした心の健康保持事業に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指月日
揖斐川町久瀬診療所	揖斐郡揖斐川町東津汲九七四の一	内科・小児科	精神通院	平成二四・九・一
天外メンタルクリニック	羽島市福寿町間島七の三	精神科	精神通院	平成二四・九・一

池田内科	大垣市番組町二の二六	精神科	精神通院	平成 二〇・九・一
いわたキッズク リニツク	各務原市蘇原吉野一の五 二の一	小児科	精神通院	平成 二〇・九・二五

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
ケンコー薬局 はやし 町店	大垣市林町一〇の七二の三	精神通院	平成 二〇・九・一
第一薬局 金山店	下呂市金山町金山一六三六の六	精神通院	平成 二〇・九・一
ファミリーイズ薬局 各務原店	各務原市蘇原東島町四丁目五二 番地	精神通院	平成 二〇・九・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十四年八月二十三日
- 二 届出者の氏名又は名称
美濃製絲株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
美濃共同ショッピングセンター

- 四 変更した事項
美濃市千畝町二七七六番地一 外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン株式会社 取締役兼代表執行役社長 岡田元也 外五者
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井正平 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年九月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十四年八月二十三日
- 二 届出者の氏名又は名称
美濃製絲株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
美濃共同ショッピングセンター
美濃市千畝町二七七六番地一 外
- 四 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イオンリテール株式会社 一部区画
(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前七時から午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後十時 (一部)
(変更後) 午前六時から午後十時 (一部)

公共測量の実施

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量 (可児市公共基準点整備)

三 作業期間

平成二十四年八月二十日から

同 年十月三十一日まで

四 作業地域

可児市兼山、中恵土、久々利及び久々利柿下入会

公共測量の実施

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量 (世界測地系 (測地成果二〇二一) への座標変換)

三 作業期間

平成二十四年八月二十日から

同 年十月三十一日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量 (街区基準点等のパラメータ補正)

三 作業期間

平成二十四年二月十四日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

羽島市

公共測量の終了

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
垂井町

二 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間
平成二十四年二月十三日から
同 年三月三十一日まで

四 作業地域
不破郡垂井町

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
高山都市計画道路
八・七・一号 高山駅東西線
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

平成二十四年九月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社